

## 児童館延長利用事業に係る指定管理料算出表

弘前市石川児童館指定管理者募集要項Ⅲ-6-(1)-②に定める児童館延長利用事業に係る指定管理料は、この表に基づき算出する。

項 目	単 位	単 価 (円)	説 明
1 基本事務費	月	10,000	児童クラブを開設し、開所日が月に1日以上。
2 延長事務費	月	10,000	延長利用実施日が月10日以上。
3 (平日) 延長人件費	人	1,500	平日の開所日に、延長を実施した場合、午後6時00分の支援員数に対して算定。ただし午後6時00分で児童が全員退館した場合を除く。
4 (長期等) 延長人件費	人	1,500	土曜日・学校長期休業日の開所日に、延長を実施した場合、朝は8時00分、夜は午後5時00分の支援員数に対して算定。ただし、午後5時00分で児童が全員退館した場合を除く。

\* 3、4中の支援員とは、児童館延長利用事業を担当する児童厚生員等とする